

## 規制の事前評価書

政策の名称	信託契約代理店の届出事項等の緩和		
担当部局	金融庁総務企画局企画課信託法準備室	電話番号：03-3506-6000(内線3582、3560) e-mail: RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	平成20年4月25日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】</p> <p>現状、信託契約代理店は、営業所等の設置・所在地の変更・廃止等、登録事項に変更があった際には、その日から2週間以内に主たる営業所等を管轄する財務局長に登録事項変更届出書を提出しなければならない。また、届出書の添付書類として、営業所等の設置時には「法人の登記事項証明書」及び「設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面」が必要であり、営業所等の所在地の変更・廃止時には「法人の登記事項証明書」が必要である。(信託業法第71条第1項、信託業法施行規則第74条第1項)</p> <p>今般、信託契約代理店の営業所等の設置・所在地の変更・廃止に関する変更届出の際に、「法人の登記事項証明書」の添付を不要とするよう、規制の変更を行う。また、これと併せて信託会社の登録事項変更届出についても同様に、規制の変更を行う。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>信託契約代理店の営業所等の設置・所在地の変更・廃止に関する登記事項証明書を入手するためには、当該信託契約代理店は管轄法務局・地方法務局に対し変更登記申請を行い、変更登記を了する必要がある。しかし、変更登記の標準処理期間は約10日間とされており、その後登記事項証明書を入手するため、2週間以内に登録事項変更届出書を提出できない場合がある。</p> <p>さらに、当該届出書の提出が遅延した場合、所属信託兼営金融機関・所属信託会社は、不祥事件報告書を提出しなければならない(信託業法施行規則第48条)。</p> <p>このように、登録事項変更届出に関する事務負担が、登記事項証明書の入手に一定の期間を要することにより発生していることを踏まえ、信託契約代理店の営業所等の設置・所在地の変更・廃止に関する変更届出の際の添付書類について見直しを行う。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	信託業法施行規則第23条第1項、第74条第1項、別表第一、第十	
想定される代替案	信託契約代理店の営業所等の設置・所在地の変更・廃止に関する登録事項変更届出について、全ての添付書類(「法人の登記事項証明書」、「設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面」)を不要とする。		
規制の費用	<b>費用の要素</b>	<b>代替案</b>	
	(遵守費用)	登記事項証明書の取得に係る費用が不要となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書の取得に係る費用が不要となる。</li> <li>・「設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面」の作成に係る費用が不要となる。</li> </ul>
	(行政費用)	営業所の確認のための事務コストが増加。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所の確認のための事務コストが増加。</li> <li>・「設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面」の添付が不要となることから、当局において新しい営業所の営業体制を別途確認する必要が生じる。</li> </ul>
(その他の社会的費用)	特になし。	信託契約代理店の営業所において適切な営業体制が確保されないまま信託契約代理業が行われる可能性があるため、利用者保護に支障が生じるおそれがある。	

規制の便益	便益の要素	代替案
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化。</li> <li>・所属信託兼営金融機関・所属信託会社における信託契約代理店の管理コストが低下。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化</li> <li>・所属信託兼営金融機関・所属信託会社における信託契約代理店の管理コストが低下。</li> </ul>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本案を現状と比較すると、営業所の確認のための事務コストの増加が考えられるものの、信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化等の便益が発生することから、全体として便益が増加すると考えられる。</p> <p>また、本案と代替案を比較すると、いずれにおいても同様の便益が発生する一方、代替案においては、当局が営業所等の体制を確認できず、適切な営業体制が確保されないまま信託契約代理業が行われ利用者保護に支障が生じるおそれがあるため、本案による改正が適当である。</p>	
備考	<p>「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、「信託契約代理店に係る財務局宛届出等の緩和」について、平成20年度内に下記の「結論・措置」を行うこととされている。</p> <p>「顧客の保護及び行政上の適正な監督等を担保に支障のない範囲で信託契約代理店における届出事項及びその添付書類の見直しを行う。」</p>	